

議員提出議案第11号

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び八王子市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年(2025 年) 3 月 27 日

提出者	八王子市議会議員	西 室 真 希
賛成者	八王子市議会議員	古 里 幸 太 郎
	同	九 鬼 と も み
	同	立 川 寛 之
	同	金 子 亜 希 子
	同	小 林 秀 司
	同	市 川 克 宏
	同	吉 本 孝 良
	同	久 保 井 博 美
	同	五 間 浩
	同	小 林 裕 恵
	同	石 井 宏 和

八王子市議会議長

鈴 木 玲 央 殿

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例

八王子市議会委員会条例（昭和43年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 （略） (1) 総務企画委員会 10人 市長公室、総合経営部、市民活動推進部、総務部、契約資産部、財政部、生活安全部、市民部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)～(4) （略）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 （略） 2 （略） (1) 総務企画委員会 10人 市長公室、総合経営部、市民活動推進部、総務部、契約資産部、財政部、生活安全部、市民部、会計部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)～(4) （略）

附 則

この条例は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

提案理由

令和7年度（2025年）4月からの市組織体制の変更に伴い、「八王子市議会委員会条例」第2条第2項第1号の一部所管部名を変更する「八王子市議会委員会条例」の一部の改正を提案する。